

那覇市債券運用要綱

この要綱は、那覇市公金管理運用方針及び那覇市公金管理運用基準に基づき、市公金の確実かつ効率的な債券運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- 1 購入する債券の金額及びその期間については、歳計・歳計外現金、基金及び公営企業会計資金ごとの運用計画に基づき、設定するものとする。
- 2 対象資金は、歳計・歳計外現金、基金及び公営企業会計資金とする。
- 3 購入する債券の選定については、以下の基準をすべて満たすものとする。
 - (1) 国債、地方債、政府保証債、財投機関債又は地方公共団体金融機構債であること。
 - (2) 利付き方式の債券であること。
 - (3) 購入価格が額面価格以下となるものとする。ただし、購入価格が額面価格を超える場合は、満期償還時までの受取利子が額面価格と購入価格との差額を上回る場合に限り運用できるものとする。
- 4 購入する債券は、満期償還期限まで保有する。ただし、那覇市公金管理運用基準 7 に掲げる事由が発生したときは、この限りでない。
- 5 購入する債券は、新発債券、既発債券を問わず、残存期間が 1 年を超えない債券とする。ただし、基金及び公営企業会計資金の運用期間については、この限りでない。
- 6 債券購入先は、本市内に本店若しくは支店を有する金融機関又は次の条件をすべて満たす証券会社から選定する。
 - (1) 本市内に本店又は支店を有していること。

- (2) 購入予定日前3カ月以内に金融庁から金融商品取引法第52条に規定する処分を受けていないこと。
- (3) 自己資本規制比率（固定化されていない自己資本/リスク相当額×100）が200%以上であること。
- (4) 那覇市公金管理委員会が適当であると認める者であること。

7 債券購入時、満期時又は売却時には、債券ごとに確定した事項を遅滞なく記録し、保管する。

8 債券の購入は引合方式により行う。ただし、会計管理者又は公営企業管理者が必要と認めるときは、相対方式による。

9 その他債券運用に伴う事務処理について必要な事項は、出納室、上下水道局企画経営課において個別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。